

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 山村 雅之
西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 村尾 和俊
(以下「NTT東西」という。)

2. 申請年月日

平成28年2月4日(木)
平成28年4月6日(水) 補正申請

3. 実施予定期日

認可後、平成28年4月1日(金)に遡及して適用。

4. 概要

接続料規則等の一部を改正する省令(平成28年総務省令第1号)が平成28年1月13日付で公布及び一部施行されたことを受けて、NTT東西の接続約款について、所要の変更を行うものである。

具体的には、長期増分費用(LRIC)方式により算定される接続料について、平成28年度から平成30年度までの接続料算定に適用されるLRICモデル(以下「第7次モデル」という。)を用いて算定された平成28年度の接続料を設定するため、接続約款の変更を行うものである。

なお、本件は、情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成28年3月31日付け)を踏まえた総務省からの要請を受け、NTT東西が、接続料を再算定した上で補正申請したもの。

(参考) 情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成28年3月31日付け情郵審第22号) (抜粋)

法人税率を23.9%から23.4%へと引き下げることを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に成立したことから、これらの法律が施行された後、改正後の税率を踏まえて接続料が再算定された場合には、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更を認可することが適当と認められる。

5. 長期増分費用方式に基づく平成28年度接続料の算定

加入者交換機能、中継交換機能、中継伝送共用機能、中継伝送専用機能等に係る接続料について、第7次モデルを用いて平成28年度の接続料を算定（具体的な改定額は「Ⅱ 接続料の改定額」を参照）。

	平成28年度接続料（3分当たり） （括弧内は当初申請時）	平成27年度接続料（3分当たり）
G C接続	6.05円 【対前年度 +0.27円（+4.7%）】	5.78円
	（ 6.06円 【対前年度 +0.28円（+4.8%）】 ）	
I C接続	7.33円 【対前年度 +0.11円（+1.5%）】	7.22円
	（ 7.34円 【対前年度 +0.12円（+1.7%）】 ）	

※ NTSコストの取扱い

- ・ き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストについては、接続料原価から全額控除。
- ・ き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コストについては、接続料原価に全額加算。

【参考】算定根拠

1. 通信量の予測

長期増分費用方式に基づく平成 28 年度の接続料算定に際しては、平成 27 年度下期及び平成 28 年度上期の通信量を通年化した予測通信量を採用。当該予測通信量は、以下の式により算定。

$$\text{「平成 27 年度下期+平成 28 年度上期」予測通信量} \\ = \text{「平成 26 年度下期+平成 27 年度上期」実績通信量} \times (1 + \text{対前年同期予測増減率} \%)$$

※ 対前年同期予測増減率は、①平成 27 年 10 月～12 月の主要な通信量の対前年同期増減率及び②平成 28 年 1 月～9 月の主要な通信量の対前年同期予測増減率（当該率には、平成 27 年 4 月～12 月の対前年同期増減率を用いる。）を、主要な通信量における平成 26 年 10 月～12 月と平成 27 年 1 月～9 月との構成比を用いて加重平均により算定。

サービス別トラフィック

(単位：百万回、百万時間)

		H26 下+H27 上実績 (括弧内はH25 下+H26 上実績)			×	対H26 下+H27 上実績増減率 (括弧内は対H25 下+H26 上実績増減率)			=	H27 下+H28 上予測 (括弧内はH26 下+H27 上予測)		
			東日本	西日本			東日本	西日本			東日本	西日本
MA内 ※	回数	2,128 (2,614)	1,105 (1,353)	1,023 (1,261)		▲19.1% (▲18.3%)	▲18.2% (▲18.7%)	▲20.0% (▲17.8%)		1,722 (2,137)	904 (1,100)	818 (1,037)
	時間	66 (83)	34 (43)	32 (40)		▲20.9% (▲19.6%)	▲19.9% (▲19.8%)	▲22.0% (▲19.2%)		52 (67)	27 (34)	25 (32)
MA間 ZA内	回数	1,199 (1,452)	561 (679)	639 (772)		▲16.3% (▲17.8%)	▲16.0% (▲18.7%)	▲16.7% (▲17.1%)		1,004 (1,193)	471 (553)	532 (640)
	時間	31 (39)	15 (19)	16 (20)		▲20.1% (▲20.3%)	▲19.3% (▲20.0%)	▲20.8% (▲20.7%)		24 (31)	12 (15)	13 (16)
GC 接続	回数	14,552 (17,606)	7,415 (8,990)	7,136 (8,616)		▲18.5% (▲15.8%)	▲18.1% (▲15.9%)	▲18.9% (▲15.7%)		11,862 (14,823)	6,076 (7,563)	5,787 (7,260)
	時間	427 (519)	228 (277)	199 (243)		▲19.3% (▲16.6%)	▲18.9% (▲16.4%)	▲19.8% (▲16.8%)		344 (433)	185 (231)	160 (202)
IC 接続 (GCを経由 するもの)	回数	16,536 (17,576)	7,888 (8,346)	8,648 (9,230)		▲7.0% (▲9.4%)	▲6.9% (▲9.4%)	▲7.1% (▲9.4%)		15,378 (15,923)	7,346 (7,563)	8,032 (8,361)
	時間	504 (555)	248 (271)	257 (284)		▲8.5% (▲10.4%)	▲7.9% (▲10.4%)	▲9.1% (▲10.3%)		461 (498)	228 (243)	233 (254)
IC 接続 (GCを経由 しないもの)	回数	18,818 (-)	9,554 (-)	9,264 (-)		+2.4% (-)	+3.2% (-)	+1.7% (-)		19,277 (-)	9,856 (-)	9,421 (-)
	時間	582 (-)	309 (-)	272 (-)		+3.2% (-)	+5.1% (-)	+1.2% (-)		600 (-)	325 (-)	276 (-)

(※) MA内: 自ユニット内・自ビル内自ユニット外・MA内自ビル外の合算

機能別トラフィックの算定

上記サービス別トラフィックに各機能ごとの経由回数を考慮して機能別トラフィックを算定する。

(単位：百万回、百万時間)

		平成 27 年度	平成 28 年度	増減率
加入者交換機能 (GC)	回数	34,622	30,364	▲12.3%
	時間	1,045	894	▲14.4%
加入者交換機回線対応部共用機能	時間	555	503	▲9.4%
中継交換機能 (IC)	回数	16,975	35,468 ※(16,191)	+108.9% ※(▲4.6%)
	時間	526	1,083 ※(483)	+105.9% ※(▲8.2%)
中継交換機回線対応部共用機能	時間	555	503	▲9.4%
中継伝送共用機能	時間	555	503	▲9.4%

(※) GCを経由しないものを除く。

2. 主な機能の接続料原価

主な機能の平成 28 年度の接続料原価は、以下のとおり。

(単位：百万円)

主な機能	平成 27 年度	平成 28 年度 (括弧内は当初申請時)	対前年度増減率 (括弧内は当初申請時)
加入者交換機能			
NTSコスト付け替え前	205,739	185,137	▲10.0%
		(185,566)	(▲9.8%)
NTSコスト付け替え後 ※	131,381	116,262	▲11.5%
		(116,537)	(▲11.3%)
中継交換機能	4,904	5,903	+20.4%
		(5,910)	(+20.5%)
中継伝送共用機能	6,665	5,973	▲10.4%
		(5,986)	(▲10.2%)
中継伝送専用機能	824	749	▲9.1%
		(751)	(▲8.9%)

(※) き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストの控除。

平成 28 年度の接続料算定に際しては、加入者交換機能の接続料原価からNTSコストの全額を控除した上で、NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コストの全額を、加入者交換機能の接続料原価に加算。

上記のとおりNTSコストの付け替えを行うことにより、加入者交換機能に係る平成 28 年度の接続料原価は、以下のとおり。

(単位：百万円)

加入者 交換機能 に係る接 続料原価	NTSコスト控除前				NTSコスト 控除後 ③	NTSコスト 加算額 ④(=①)	NTSコスト 加算後 ③+④
	NTSコスト		①以外 の NTSコスト				
	①	②					
	185,137	101,612	32,737	68,875	83,525	32,737	116,262
	(185,566)	(101,897)	(32,868)	(69,029)	(83,669)	(32,868)	(116,537)

(※) 各項目下段の括弧内の数値は、当初申請時のもの。

II 接続料の改定額

■長期増分費用方式に基づく平成28年度接続料の改定額

区分	単位	平成 28 年度接続料 (括弧内は当初申請時)	平成 27 年度接続料	
1 加入者交換機能	1 通信ごとに	0.43629 円 (0.43678 円)	0.54821 円	
	1 秒ごとに	0.031187 円 (0.031265 円)	0.029051 円	
2 加入者交換機回線対応部専用機能	24 回線ごとに月額	19,244 円 (19,266 円)	20,708 円	
3 加入者交換機回線対応部共用機能	1 秒ごとに	0.0023873 円 (0.0023901 円)	0.0024161 円	
4 市内伝送機能	1 通信ごとに	0.080140 円 (0.080211 円)	0.14605 円	
	1 秒ごとに	0.0077222 円 (0.0077384 円)	0.0083189 円	
5 中継交換機能	1 通信ごとに	0.080140 円 (0.080211 円)	0.14605 円	
	1 秒ごとに	0.00078519 円 (0.00078625 円)	0.0012797 円	
6 中継交換機回線対応部専用機能	24 回線ごとに月額	1,383 円 (1,385 円)	1,576 円	
7 中継交換機回線対応部共用機能	1 秒ごとに	0.00017292 円 (0.00017316 円)	0.00018489 円	
8 中継伝送共用機能	1 秒ごとに	0.0032956 円 (0.0033029 円)	0.0033347 円	
9 中継伝送専用機能				
ア 同一通信用建物 内に終始する場合	(ア)24 回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	13,213 円 (13,238 円)	13,333 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	12,918 円 (12,942 円)	13,047 円
	(イ)672 回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	107,943 円 (108,146 円)	112,269 円
		672 回線相当月額	107,647 円 (107,850 円)	111,983 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	323,237 円 (323,847 円)	336,235 円
		2,016 回線相当月額	322,941 円 (323,551 円)	335,948 円
イ ア以外の場合であ って同一の単位料 金区域に終始する 場合	(ア)24 回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	15,158 円 (15,189 円)	15,660 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	14,862 円 (14,893 円)	15,373 円
	(イ)672 回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	124,145 円 (124,402 円)	132,240 円
		672 回線相当月額	123,850 円 (124,106 円)	131,953 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	371,845 円 (372,614 円)	396,146 円
		2,016 回線相当月額	371,549 円 (372,319 円)	395,860 円

ウ アイ以外の場合	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	16,024 円 (16,057 円)	16,667 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	15,728 円 (15,762 円)	16,381 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	131,366 円 (131,643 円)	140,890 円
		672 回線相当月額	131,070 円 (131,348 円)	140,603 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	393,507 円 (394,338 円)	422,097 円
		2,016 回線相当月額	393,211 円 (394,043 円)	421,810 円
加算料				
(1) 9 ウ欄に規定する中継伝送専用機能を利用する区間の距離が10km を超える場合の加算料	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 24 回線ごとに月額	42 円 (43 円)	77 円
		(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 672 回線ごとに月額	353 円 (355 円)
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 2,016 回線ごとに月額	1,060 円 (1,064 円)	1,971 円
(2) 中継伝送専用機能を利用してN TT東西が別に定める通信用建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線ごとに月額	1,944 円 (1,951 円)	2,327 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	16,203 円 (16,256 円)	19,971 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	48,608 円 (48,767 円)	59,912 円
10 中継交換機接続用伝送装置利用機能		672 回線ごとに月額	21,487 円 (21,532 円)	20,719 円
11 共通線信号網利用機能		1 信号ごとに	0.011396 円 (0.011398 円)	0.021284 円
12 市内通信機能		1 通信ごとに	0.55149 円 (0.55211 円)	0.71921 円
		1 秒ごとに	0.054338 円 (0.054486 円)	0.051883 円
13 リルーティング通信機能		1 通信ごとに	0.67929 円 (0.68005 円)	0.89271 円
		1 秒ごとに	0.060314 円 (0.060471 円)	0.057784 円
14 リルーティング指示に係る網保留機能		1 通信ごとに	0.017023 円 (0.017063 円)	0.016320 円
15 音声ガイダンス送出用接続通信機能				
ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能		1 秒ごとに	0.033925 円 (0.034008 円)	0.031780 円
イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継系伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能		1 秒ごとに	0.039898 円 (0.039985 円)	0.038283 円

16 リダイレクション網使用機能			
ア NTT東西の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東西の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1 通信ごとに	0.043275 円 (0.043378 円)	0.041489 円
イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東西の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1 通信ごとに	0.035678 円 (0.035767 円)	0.033234 円
17 加入者交換機等接続回線設置等工事費			
ア イ以外の場合	672 回線 (50Mbit/s 相当)ごとに	162,912 円 (162,969 円)	164,936 円
イ 第 23 条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合	672 回線 (50Mbit/s 相当)ごとに	229,706 円 (229,787 円)	234,209 円